

諫早市地域クラブ認定制度について

諫早市教育委員会

市内中学校では、生徒数の減少に伴う部活動の小規模化、小学校で親しんだ部活動が中学校にない、専門的な指導が可能な教職員がいないなど、生徒の興味・関心に応じた部活動の設置・運営が困難な状態である。

諫早市教育委員会（以下教育委員会とする）では、市立小・中学校に在籍する児童生徒にとって望ましいスポーツ・文化活動を展開する「地域クラブ」を支援することを目的として認定制度を策定する。

1 目的

市立小・中学校に在籍する児童生徒のスポーツ・文化活動における多様なニーズに応え、学校・地域・保護者の理解と協力を得ながら、諫早市地域クラブ(以下「地域クラブ」という。)を設立・運営し、持続可能なスポーツ・文化活動の実現を図る。

2 地域クラブ認定規定

(1) 地域クラブの組織に関すること

- 原則、市内の児童生徒で構成された地域クラブであること
- 活動拠点は原則として諫早市内とし、活動場所への移動については、児童生徒やその保護者の過度な負担にならないこと。
- 長崎県教育委員会及び各競技団体が主催する研修会を受講し（受講予定）、諫早市教育委員会に指導者として登録されている指導者が運営に携わること。
- 継続的な地域クラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
- 以下の条件を満たす規約（会則）を作成しており、それらの内容が教育上、児童生徒の健全育成に際し、適正であると認められること。
 - ・目的・運営主体（役員）・入退会・会費等・活動場所・活動時間・休養日
 - ・保険・会議（総会）等
- 学校活動時の怪我等に備えた災害給付と同等の補償となるスポーツ安全保険等に参加すること。

(2) 地域クラブの活動方針や指導方針に関すること

- 部活動のこれまでの教育的効果や意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上及び健全育成を主たる目的として活動すること。
- 体罰や暴言等の児童生徒の人権を侵害する違法な行為を行わないこと。
- 「諫早市中学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」に沿った活動及び活動時間を設定すること。
- 児童生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休息时间等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、児童生徒の安全確保に万全を期すること。

3 認定申請手続き

地域クラブ代表者は、教育委員会に「諫早市地域クラブ認定申請書（様式1）」及び「諫早市地域クラブ認定規定確認書（様式2）」「地域クラブ加入者名簿（様式3）」「地域クラブ指導者名簿 登録申請書（様式4）」「規約等の写し」「保険加入書の写し」を提出する。教育委員会は、地域クラブからの申請を受け、結果について地域クラブ代表者に通知する（様式1）。

※ 長崎県中学校総合体育大会・新人大会への参加に関する申請については、長崎県中学校体育連盟HPから地域クラブ代表者が期日までに直接申請する。

4 その他

- (1) 地域クラブにおける不適切な運営・指導があった場合はいかなる場合でも認定を取り消す。その際、異議等は一切受け付けない。
- (2) 認定を受けたクラブを「地域クラブ」とし、認定されていないクラブを「クラブ」として位置づける。